

あらためて、補償金制度の適正な見直しについて

「私的録音録画補償金制度はもはや廃止すべきである」といった、一部のメーカー、役所、消費者団体の方々のご主張とは裏腹に、世の中は、合法、非合法の別を問わず「複製されたコンテンツ」でますますあふれており、それにより「コンテンツの作り手側」のこうむる被害は決して小さなものではありません。この制度が導入された当時と比べれば、私的録音録画に使用される機器等も複製の規模も大幅に変化し、更にはインターネットが普及して、制度そのものの大幅な見直しが必要になっておりますが、文化庁において4年越しで続けられてきた私的録画補償金制度の見直しの議論は、決着しないまま現在は議論が中断した状態となっており、一向に事態が改善される気配がありません。

いまや私的録音録画の実態は、制度の対象外の領域へと大きく拡張し続けています。(資料_1、2、3、4参照)

そうした中であって本年4月、株式会社東芝、パナソニック株式会社の2社は、私的録画補償金を管理する「私的録画補償金管理協会」(SARVH)に対して、「アナログチューナー非搭載のDVD録画機器については、デジタル放送しか録画できないために私的録画補償金制度の対象とはならないので、従来行ってきた補償金徴収に関する協力を当該機種については今後行わない」と通告してきました。この通告は、「デジタル放送からの録画については、ダビング10というコピー制限が施されているので、補償の必要は無いのではないか？」という、かねてからのメーカー側の考え方に基づくものと思われませんが、このような通告を容認した場合、2011年に地上波放送がアナログからデジタルへと完全移行する時点で、たとえ「私的録音録画補償金制度の見直し」に関する議論が決着しなくとも、事実上、私的録画補償金制度が機能を停止することを意味しており、到底容認できるものではありません。

そもそも、ダビング10導入を決めた総務省情報通信審議会第四次中間答申においては、その緩和にあたって「クリエイターへの対価の還元」が前提となることが明言されており、その話し合いの席には、これらの2社も参加して、答申に合意した事実があります。

またさらに、私的に行われる録画を補償するのが録画補償金制度であるとの点に照らせば、ダビング10の環境下において行われる10回の複製が補償金制度の対象にはなるべきではないとするメーカー等の主張は、到底理解することができません。もし仮にそのような主張があったとしても、それは制度の見直しの議論の中で述べられるべきものであり、かつ関係者の合意が必要であるはずで、制度の見直しの議論が決着していない現段階にあっては、現行制度を

自らの主張に沿う形に変更できるわけありません。それを「補償金徴収に協力しない」ことを以って、半ば強引に既成事実化しようという 2 社の姿勢は、法の遵守という観点からも大きな問題があると考えております。

SARVHは、こうした 2 社の通告に困惑し、当該機種が現行制度の対象であるか否かについて、法を所管する文化庁に問い合わせを行いました。この 9 月 8 日、文化庁から現行制度の対象に該当する旨の回答を得ています。ところがその文化庁見解を撤回すべきだとの主張が、メーカーのみならず、主婦連合会やインターネットユーザー協会によっても行われるところとなり、われわれはさらに大きな驚きと失望を覚えております。

制度の見直しに関する議論が中断している現在、何よりも必要なのは、実力行使で問題を解決しようとするのではなく、私的複製に関する利害の対立について、いったいどのような形で解決することができるのか？という観点から相互理解を得るための真摯な話し合いを冷静に再開することです。

その重要な当事者である「ユーザー」の利益を代表して発言を行うべき立場にある主婦連合会やインターネットユーザー協会は、その主要なメンバーの方が、それぞれ私的録音録画小委員会に委員として参加されておりましたので、少なくとも 2011 年を以って私的録音録画補償金制度の機能を停止するなどという合意が存在しないことは、十二分に承知をされているはずで、ところが、省庁間のパワーゲームに乗るような形で、2011 年における私的録音録画補償金制度の機能の停止が、話し合いの前提となる既定方針として約束されたものであるというような、2 社のメーカーの主張とさほど違わぬ主張をなぞっておられることについては、消費者の代表として如何なるものであろうかと考えます。

ちなみに、このような彼らの姿勢が必ずしも消費者全体のニーズを正確に反映していないのではないかと、の心象を、われわれはニコ割アンケートを利用した私的録音録画に関する実態調査の結果（資料_4）から得ております。

彼らが問題にしている文化庁の施行通知の記述は、意見の隔たりが顕在化した時点での、「さらなる制度の見直しの議論の必要性」に言及したものであって、彼らが主張するように、アナログチューナー非搭載の機器を現行制度の対象とはしないことを述べたものではありません。

JEITAのご主張にも通じることですが、今後の制度のあり方に関するご意見はいろいろお持ちであるとしても、現行法がそのようにはなっておらず、ただその内容を確認したに過ぎない文化庁の見解について、自らの主張とは合致しないので、不当である、撤回せよと主張するのは、あまりにも手前勝手な主張であるといわざるを得ません。

権利者が法の下に与えられている正当な権利を事実上否定して、その上で話し合いを行おうという姿勢が、はたして正当なものといえるでしょうか？法が存在する以上、法は尊重されるべきであり、将来の制度に対する意見は見直しの議論の中で述べられるべきです。これらは明確に区別される必要があります。

この数年来、コンテンツをめぐる知的財産権の権利者は、利便性の向上や流通の拡大といった政策目標の前に、既得権者とか抵抗勢力などというレッテルを貼られる場面が多かったように思います。確かに一個人からみれば、あらゆるものが「無償で提供される」環境が理想であることは論を待ちませんが、ことコンテンツに関する法律や制度がその原則に従って差配された場合には、額に汗してコンテンツを生み出そうという人間はいずれいなくなってしまうことでしょう。長い目を見たときに、何が国民や国全体にとって最善の選択であるかについては、いくら得をした損をしたというレベルの話だけではなく、高い視点からの冷静な検討が必要であると考えます。

インターネットが高度に普及した環境下における「コンテンツの保護と利便性の確保」という問題は、今後国際的にも極めて重要なテーマであって、とりわけ私的録音録画の問題はその中核に位置する問題であります。それだけに、一方的な主張によりこの制度が闇に葬り去られて、将来に大きな禍根を残すようなことがあってはならないと思います。

そのような考え方に立って、長い間の議論であまりにも入り組んでしまった、この問題について、その根幹ともいえる部分を、今一度確認する必要があると考えております。

解決すべき課題は至極明快です。

- ・ ユーザーはコンテンツをできるだけ自由にコピーしたい。
- ・ しかし、その度が過ぎるとコンテンツビジネスが痛手を蒙る。
- ・ その問題を解決調整するために現在採用されているのが「補償金制度」だが、必ずしもうまく機能していない。

これらの前提を置いたうえで、

- ◆ 今後、この問題をどうやって解決していったらいいか？
- ◆ 解決のコンセンサスが得られるまでの間、どうするのか？

という点について、答えを探すということです。

(資料_5)

このような原点にいったん立ち返って一刻も早く議論を再開することを、われわれは関係各位に対して、あらためて呼びかけたいと思います。

最後に、「見直しの議論」における当面の論点について以下に整理します。

1. 私的録画補償金制度について

- ◆私的録画から映像の権利者が被る不利益を補償するのが私的録画補償金制度の趣旨であるが、その機能停止を主張するのであれば、それを云う前に、私的録画補償金制度に代わってその趣旨を実現し得る実効的な方法を提案するべきではないか？
- ◆ダビング 10 環境下で行われる複製について補償の必要がないと主張するのであれば、そこで行われる 10 回のコピーから映像の権利者がこうむる不利益が存在しないことを証明し得る、客観的なデータを示すべきではないか？

2. 私的録音補償金制度について

- ◆メーカー等が主張する「コピー制限と補償の必要性」に照らせば、現在無制限に行われている音楽CDからのコピーにこそ「補償の必要性」が存在するといえるが、対象機器に関する制度と実態との乖離が進んだ結果、現在崩壊寸前にある私的録音補償金制度の見直しに応じないのは何故か？
- ◆私的録音補償金制度の見直しに応じないまま時間が経過すれば、それだけ権利者の不利益は累積拡大するが、そのことをどう考えるのか？

(資料_6)

以上

2009年11月10日

Culture First 推進 9 1 団体

Culture First 推進 9 1 団体

(社) 日本文藝家協会 理事長 坂上弘	(社) 日本作詩家協会 会長 湯川れい子	(特活) 筑前琵琶連合会 理事長 中村旭園	日本フラメンコ協会 会長 濱田滋郎
(協) 日本脚本家連盟 理事長 中島丈博	日本作編曲家協会 会長 服部克久	(社) 当道音楽会 理事長 寺田為三	(社) 上方落語協会 会長 桂三枝
(協) 日本シナリオ作家協会 理事長 西岡琢也	日本詩人連盟 会長 宮川としを	常磐津協会 会長 常磐津文字太夫	関西演芸協会 会長 桂福団治
(社) 全日本テレビ番組製作社連盟 理事長 中尾幸男	<u>(社) 日本童謡協会</u> 会長 湯山昭	(社) 長唄協会 会長 鳥羽屋里長	関西芸能親和会 会長 羽田たか志
(社) 日本映画製作者連盟 会長 大谷信義	日本訳詩家協会 会長 永田文夫	名古屋邦楽協会 会長 長谷川栄胤	講談協会 会長 宝井馬琴
(一般) 日本動画協会 理事長 布川郁司	関西俳優協議会 会長 田中弘史	(社) 日本三曲協会 会長 山勢松韻	太神楽曲芸協会 会長 鏡味仙三郎
(社) 日本映像ソフト協会 会長 高井英幸	名古屋放送芸能家協議会 理事長 舟木淳	日本琵琶楽協会 会長 山岡知博	東京演芸協会 会長 牧伸二
(協) 日本映画製作者協会 代表理事 新藤次郎	(社) 日本映画俳優協会 理事長 石濱朗	(社) 日本演奏連盟 理事長 伊藤京子	(社) 日本奇術協会 会長 渚晴彦
(社) 日本芸能実演家団体協議会 会長 野村萬	(社) 日本喜劇人協会 会長 橋達也	(社) 日本オーケストラ連盟 理事長 児玉幸治	日本司会芸能協会 会長 町田陽介
(社) 日本音楽事業者協会 会長 尾木徹	(一般) 日本芸能マネージメント 事業者協会 理事長 山崎護	日本オペラ連盟 理事長 五十嵐喜芳	ボーイズバラエティ協会 会長 大空かんだ
(社) 音楽出版社協会 会長 朝妻一郎	(社) 日本劇団協議会 会長 西川信廣	日本音楽家ユニオン 代表運営委員 篠原猛	(社) 漫才協会 会長 青空球児
(社) 音楽制作者連盟 理事長 大石征裕	日本新劇製作者協会 会長 水谷内助義	(社) 日本歌手協会 会長 ベギー葉山	(社) 落語協会 会長 鈴々舎馬風
(社) 日本音楽著作権協会 会長 船村徹	日本新劇俳優協会 会長 小沢昭一	日本シャンソン協会 会長 石井好子	(社) 落語芸術協会 会長 桂歌丸
(社) 日本レコード協会 会長 石坂敬一	日本人形劇人協会 会長 長谷川正明	日本ソレサイザ' -プロダクション協会 会長 松武秀樹	(社) 浪曲親友協会 会長 真山一郎
日本音楽作家団体協議会 理事長 川口真	(社) 日本俳優協会 会長 中村雀右衛門	(特活) 日本青少年音楽芸能協会 理事長 廣瀬清	沖縄県芸能関連協議会 会長 照喜名朝一
詩と音楽の会 会長 平井丈一朗	(協) 日本俳優連合 理事長 西田敏行	パブリック・イン・サード会 代表幹事 椎名和夫	(社) 日本照明家協会 会長 谷川富也
全日本音楽著作家協会 会長 江口浩司	日本テレビエンター協会 理事長 小林信治	編曲・演出・ミュージシャン・ソングライター協会 理事長 篠崎正嗣	日本舞台監督協会 会長 大野晃
全日本児童音楽協会 会長 北澤秀夫	(一般) 人形浄瑠璃文楽座 むつみ会 代表理事 吉田玉	(社) 現代舞踊協会 会長 植木浩	日本民俗芸能協会 会長 福田一平
日本音楽著作家連合 会長 志賀大介	(社) 能楽協会 理事長 野村萬	東京バレエ協議会 理事長 佐々木忠次	日本浪曲協会 会長 澤孝子
日本歌謡芸術協会 会長 曾根幸明	大阪三曲協会 理事長 菊棚月清	(社) 全日本児童舞踊協会 会長 中村明	日本ミキサー協会 理事長 梅津達男
日本現代音楽協会 会長 坪能克裕	(社) 関西常磐津協会 理事長 常磐津一巴太夫	名古屋洋舞家協議会 会長 越智實	日本児童・青少年演劇劇団協同組合 代表理事 大野幸則
(社) 日本作曲家協会 会長 服部克久	(社) 義太夫協会 会長 波多一索	(社) 日本バレエ協会 会長 薄井憲二	沖縄芸能実演家の会 会長 島袋光晴
(社) 日本作曲家協議会 会長 小林亜星	清元協会 会長 清元延壽太夫	(社) 日本舞踊協会 会長 犬丸直	

(順不同)